

## 分科会別検討項目【町民分科会】

事例研究をもとに、町民分科会で意見を出し合っていたきたい項目

### 1 どんな町民等がまちづくりに関わるのか

<「町民」の定義>

#### 【参考】

●地方自治法第10条に規定する「住民」すなわち、

ア) 町内居住者(町内に住所を有する者)

を基本としつつ、まちづくりの担い手の多様性を考慮して、以下のような対象も検討が必要。また、「町民」と「事業者等」を定義分けすることも可能。

イ) 町内在勤者? ウ) 町内在学者? エ) 納税義務者?

オ) 町内に事務所を置く事業所や団体? カ) ……

●「三芳町協働のまちづくり条例」第2条第1項より

(住民定義) ア 町内に在住、在勤又は在学する個人

イ 町内で事業を営み、又は活動を行う個人、法人その他の団体

●「三芳町パブリック・コメント手続条例」第2条より

(住民定義) (1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に事務所又は事業所を有するもの

(3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 町内の学校に在学する者

(5) 本町に対して納税義務を有するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

●「三芳町暴力団排除条例」第2条より

(住民定義) 町内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

## 2 町民は、まちづくりにどんな関わりをすればよいのか？

### ①町民の権利

「  
」  
「  
」  
「  
」

#### 【参考】

● 「三芳町協働のまちづくり条例」より（第4条住民の権利）

①町政情報を知る権利

②町政に参加する権利

③町政について学ぶ権利

● 地方自治法第10条第2項より

「地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利」

### ②町民の役割・責務

「  
」  
「  
」  
「  
」

#### 【参考】

● 「三芳町協働のまちづくり条例」より（第5条住民の役割）

①まちづくり活動への積極的な参加

②良好なコミュニティの形成

③協働のまちづくりに協力

● 地方自治法第10条第2項より

「(地方公共団体の) 負担を分任する義務」

### 3 情報公開及び情報共有

#### 【参考】

##### ●「三芳町情報公開条例」より（公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号<sup>※</sup>に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。 ※次の各号 省略

### 4 個人情報保護

#### 【参考】

##### ●「三芳町個人情報保護条例」より（収集の制限等）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等(法令又は条例をいう。以下同じ)に定めがあるとき。

(略)

(7) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(略)

## 5 住民投票のしくみ

### 【参考】

住民投票については、地方自治法の「直接請求」制度を活用した投票条例制定も可能である。自治基本条例では項目設定のみで、詳細な要件や手続は個別条例に委任することが多い。

#### ●地方自治法より（条例の制定又は改廃の請求とその処置）

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。